

社会保障審議会障害者部会  
委員各位

社団法人全国脊髄損傷者連合会

# グループホーム・ケアホームの 一元化にあたって（意見）

## 1. グループホームの定員について

- ・ 障害者と同居家族の高齢化は喫緊の課題であり、グループホームの量的確保は急務。
- ・ 一定規模の共同生活住居を、他の共同生活住居のバックアップ拠点だけではなく、コールセンター、ソーシャルワーク、ショートステイ、人材育成などの機能を付与することで、地域支援の中核として位置づけるべき。

- ・ 常時介護の重度障害者に対しては、マンツーマンに近い対応が必要ではないか。
- ・ マンツーマンに近い人員配置が担保されるなら、定員の特例の必要性はない。
- ・ むしろ、定員の特例が常態化し、グループホームの大規模化に繋がることを懸念。

- 新規にグループホームの事業所指定を申請する場合には、新築の場合でも既存施設を活用する場合でも、共同生活住居1カ所の定員は10名以内とするべきである。
- そのうえで、「入居定員4名+ショートステイ1名」の規模となるようなインセンティブを、報酬単価や施設整備費にビルトインするべきである。

## **2. 最重度障害者に対応するための類型の創設**

- 重症心身障害児・者、ALS患者、強度行動障害のある知的障害者などが安心して暮らすことのできるように、介護サービス包括型や外部サービス利用型のほかに、グループホームの「第3類型」を設けるべきである。
- 上記をはじめとする最重度障害者については、24時間にわたってマンツーマンの支援が必要であるから、「第3類型」のグループホームについてはそれを担保すべきである。
- 最重度障害者が安心して「第3類型」のグループホームに入居できるように、必要な入居者については、特に医療連携の充実を図るべきである。
- 「第3類型」のグループホームにはショートステイ機能も必須とするなど、地域における最重度障害者の支援の拠点とすべきである。

## **3. サテライト型住居について**

- サテライト型住居について、単身生活への移行が具体的に見込まれるか否かに関わりなく、利用期限を設けるべきではない。
  - 理由①：機械的な追い出しが避けられない。
  - 理由②：グループホームによる地域移行が活発で、市外からの転入も多く受け入れている市町村の場合、サテライト型住居の利用期限が満了すると同時に、居住地特例から居住地原則に移行し、訪問系サービスや日中活動系サービスの市町村負担が居住地市町村に集中してしまう。
- サテライト型住居の設置箇所数について、障害特性を考慮し（身体障害者であるなど）、本体住居への連絡などを自ら行える場合には、制限を設けるべきではない。